



桜小学校 通学路の合同点検



本市では平成24年度から、通学路の安全を確保し、交通事故を防止するために、国・県・市の道路管理者、警察、教育委員会、学校、PTA、地域の自治会連合会、交通安全関係団体等と連携して通学路の合同点検を行っています。平成30年度も危険箇所として各市立学校や地域の皆様からあげられた通学路の安全点検を実施しています。

日時：平成30年9月18日（火）

合同点検：午前7:20～午前7:50

点検箇所

対策会議：午前8:00～午前8:40

①字山崎 地内(五百漕歩道橋)
(国道49号)

②字山崎 地内(学校東側道路)
(市道 名倉山崎2号線)

③字名倉 地内(学校南側道路)
(市道 山崎久留米線)



合同点検終了後、桜小学校で対策会議を実施し、点検結果に基づきどのような対策を行うべきかについて協議しました。各関係者は協議内容を踏まえ、今後実施可能な対策を行い、児童生徒の通学路の安全確保を図っていくことが確認されました。



【対策会議：桜小学校】



対策案

【桜小学校点検箇所の対策案】

- ① 「横断歩道橋撤去の検討」
「ラバーポールの補修」
「ラバーポールの増設」
「路面標示の設置(自転車マーク)」等
- ② 「規制標識の移設」
「外側線の引き直し」
「警察によるパトロール」等
- ③ 「横断歩道移設の検討」
「防犯灯のLED化」
「外側線の補修」
「グリーンベルトの延伸(横断歩道移設不可の場合)」
「警察によるパトロール」等



※今回検討された対策案については、本年度中に内容を取りまとめ、方法や予算等について計画します。次年度以降、実施可能なところから対策を進めてまいります。

国道49号や内環状線などの幹線道路に囲まれた桜小学校では、学校周辺の狭小な道路においても通勤時間帯には車両の通行が絶えません。

今回点検が実施された正門に面する小学校東側の通学路(箇所番号②)は、国道49号の上り口にあたり、幅員の広い直線道路のため、多くの車両が速度を上げて通行しています。道路には30キロ規制(時速30キロ以下で走行)が設置されていますが、標識の見落としによる速度超過の車両も見られます。

これを受け、対策会議では、ドライバーに規制を周知し減速を促す対策として、規制標識の移設や外側線の引き直し(車道の幅を狭くする)について検討されました。

ドライバーの皆さんは、特に子どもたちの登下校時間帯の運転では、**減速、一時停止、安全確認を十分に行い**、歩行者を優先する運転を心がけてください。

市民の皆さんで
子どもたちを交通事故
から守りましょう!

